

平成25年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

平成25年6月12日（水曜日）

議事日程第5号

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第129号から議案第131号まで 3件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 報告第1号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第5. 報告第2号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第6. 報告第3号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第7. 報告第7号 平成24年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第8. 報告第8号 平成24年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

第9. 報告第13号 平成24年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第10. 議案第89号 由利本荘市まちづくり協議会条例の制定について

第11. 議案第90号 由利本荘市子ども・子育て会議条例の制定について

第12. 議案第91号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第92号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第93号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第94号 由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例案

第16. 議案第95号 字の区域及び名称の変更について

第17. 議案第96号 字の区域及び名称の変更について

第18. 議案第97号 物品（救助工作車）購入契約の締結について

第19. 議案第99号 財産区有林の分収造林契約の変更について

第20. 議案第102号 由利本荘市道路線の認定について

第21. 議案第105号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）

第22. 議案第106号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）

第23. 議案第107号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第24. 議案第108号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 第25. 議案第109号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第26. 議案第110号 平成25年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第1号)
- 第27. 議案第111号 平成25年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第28. 議案第112号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第29. 議案第114号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第115号 由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第116号 由利本荘市プール条例の一部を改正する条例案
- 第32. 議案第117号 物品(小型ロータリ除雪車)購入契約の締結について
- 第33. 議案第118号 物品(除雪ドーザ)購入契約の締結について
- 第34. 議案第119号 物品(除雪ドーザ)購入契約の締結について
- 第35. 議案第120号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算(第5号)
- 第36. 議案第121号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第3号)
- 第37. 議案第122号 平成25年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第1号)
- 第38. 議案第123号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第39. 議案第124号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第40. 議案第125号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第41. 議案第126号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第42. 議案第127号 平成25年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第43. 議案第128号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第44. 議案第129号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第45. 議案第130号 公の施設の利用に関する協議について
- 第46. 議案第131号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算(第6号)
- 第47. 陳情第3号 ペレットストーブ設置に大館市と同等の補助金を求める陳情
- 第48. 継続審査中の平成24年陳情第11号 「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情
- 第49. 継続審査について
 陳情第2号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機(F-16とMV22オスプレイ)の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情
- 第50. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第4号

1件

第51. 議員発案第4号 由利本荘市議会基本条例の制定について

本日の会議に付した事件

第1から第51までは議事日程第5号のとおり

第52. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第2号

1件

第53. 委員会発案第2号 「教育費無償化」の前進を求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番 渡部 功	2番 伊藤 岩 夫	3番 佐々木 隆 一
4番 作佐部 直	5番 堀川 喜久雄	6番 高野 吉 孝
7番 湊 貴 信	8番 渡部 聖 一	9番 若林 徹
10番 高橋 和子	11番 堀 友子	12番 佐藤 勇
13番 今野 晃 治	14番 今野 英 元	15番 渡部 専 一
16番 大関 嘉 一	17番 長沼 久 利	18番 高橋 信 雄
19番 佐藤 賢 一	20番 鈴木 和 夫	21番 井島 市太郎
22番 齋藤 作 圓	23番 佐々木 勝 二	24番 本間 明
25番 佐々木 慶 治	26番 佐藤 讓 司	27番 伊藤 順 男
28番 土田 与七郎	29番 村上 亨	30番 三浦 秀 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤原 由美子
副 市 長	石川 裕	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤原 秀 一	総 務 部 長	阿部 太津夫
企 画 調 整 部 長	伊藤 篤	市 民 福 祉 部 長	大庭 司
農 林 水 産 部 長	三浦 徳 久	商 工 観 光 部 長	渡部 進
建 設 部 長	木内 正 勝	矢島総合支所長	佐藤 晃 一
岩城総合支所長	渡部 昭	大内総合支所長	伊藤 久
東由利総合支所長	佐々木 喜 隆	西目総合支所長	佐々木 政 徳
鳥海総合支所長	高橋 建	教 育 次 長	佐藤 一 喜
消 防 長	佐々木 輝 一		

議会事務局職員出席者

局 長	三浦 清 久	次 長	高橋 知 哉
書 記	佐々木 紀 孝	書 記	小松 和 美
書 記	佐々木 健 児	書 記	今野 信 幸

午前10時00分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

晴れのよい天気が続いておりますが、水不足が大変心配なところであります。きょうは気温も上がると思いますので、暑い方は上着を取って結構でございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入る前に、3番佐々木隆一君並びに10番高橋和子さんから発言を求められておりますので、申し出順にこれを許します。

初めに、10番高橋和子さん。

【10番（高橋和子君）登壇】

○10番（高橋和子君） 5月31日に行いました私の一般質問の冒頭に、チャレンジデー勝利の評価についての発言中、適切でない言葉があり、会議規則第65条の規定により、その部分の発言取り消しの許可をお願いするものであります。

○議長（渡部功君） なお、発言訂正の内容につきましては皆様方に配付しておりますので、御参照願いたいと思います。

この際、お諮りいたします。ただいま10番高橋和子さんより、5月31日の一般質問時における発言について、会議規則第65条の規定により取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、10番高橋和子さんの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

次に、3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 5月31日に行った一般質問中、大項目4、西暦・元号併記についての（1）本市で西暦・元号併記の使用は検討されないかにおいて、天皇陛下及び皇族に対し不適切な発言がありましたので、おわび申し上げ、会議規則第65条の規定により、その部分の発言取り消し許可をお願いするものでありますので、よろしく願いします。

○議長（渡部功君） この際、お諮りいたします。ただいま3番佐々木隆一君より、5月31日の一般質問時における発言について、会議規則第65条の規定により取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、3番佐々木隆一君の発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって

進めます。

○議長（渡部功君） それでは本日の議事に入ります。

○議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第129号から議案第131号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、企業管理者の任命についてであります。

今月末で任期満了となります企業管理者につきましては、現職を再任することといたしました。今後も各特別職ともども、由利本荘市発展のために全力を傾注してまいりる覚悟でありますので、議員各位には特段のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、鳥海ダム建設事業についてであります。

去る6月7日、第4回鳥海ダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場が本市を会場に開催され、治水・利水・流水の正常な機能の維持等の事項や総合的な評価について検討が行われ、この検討の場の方向性として鳥海ダム建設が最有力との結論が示されたところであります。今後、有識者会議等を経て、国土交通省により対応方針が決定されるとの報告を受けております。

私といたしましては、この検討の場の結論を、事業着工に向け一歩前進したものと認識しておりますが、引き続き、あらゆる機会を捉えて鳥海ダム建設事業の早期着工に向けた要望活動を行ってまいりますので、改めて議員各位の御支援をお願いいたします。

次に、防災関係についてであります。

去る5月20日に、岩手県北上市において、岩手県内の大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市の6市と秋田県内の横手市、湯沢市、大仙市と本市の4市、計10市による災害時相互応援協定を締結しております。

この協定は、東日本大震災において、北東北地域連携軸構想推進協議会の加盟自治体による被災地への支援が迅速だったことから、3月31日に解散しましたが、引き続き災害時における相互応援活動を継続しようとするものであります。

このほか、県内銀行との協定の締結も進めておりますが、6月6日に秋田銀行と協定締結式を行っており、また、北都銀行とは14日に予定しているところであります。この協定により、一時避難所として両銀行の市内店舗の活用、並びに人的支援による救護・復旧活動への協力など、災害時の一層の安全・安心の確保を図ろうとするものであります。

また、鳥海山におけるスノーモービル愛好者による山岳遭難救助事案を受け、迅速かつ円滑な救助活動を図ることを目的に、鳥海山麓の3カ所の宿泊施設と由利本荘警察署、並びに本市との大規模山岳遭難発生時における相互協力に関する協定の締結式を6月7日に行っております。

協定の主な内容は、悪天候などにより救助活動の拠点を遭難現場に設置できない場合に、ホテルフォレスト鳥海、矢島ユースプラトー並びに鳥海荘の施設の一部を使用しようとするものであります。

協定の締結に当たり、これらの施設を管理されています各社からは、特段の御理解と御協力をいただきましたことに感謝申し上げる次第であります。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、条例関係1件、予算関係1件、その他1件の計3件であります。

初めに、議案第129号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてであります。これは、国からの要請に基づき、本年7月から年度末までの9カ月間、給料月額等を減額するものと、災害などの際に本市に派遣される他の地方公共団体等の職員に対して、災害派遣手当等を支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第130号公の施設の利用に関する協議についてであります。これは由利本荘市立保育所を岩手県奥州市が保育を実施する児童に使用させるため、公の施設の利用に関する協議について議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第131号一般会計補正予算（第6号）についてであります。

主な内容といたしましては、議会費及び総務費では、友好都市協定を締結しているハンガリー・ヴァーツ市へ、友好都市交流事業として本市の中学生15名が7月28日から8月5日まで訪問を計画しておりますが、このたび、中学生の訪問に合わせまして、ハンガリー・ヴァーツ市より議長と私に招待状をいただいております。これを受け、渡部議長とともに訪問するための旅費を追加しようとするものであります。

消防費では、労務単価及び建築営繕単価が変更となったことに伴い、実勢価格を反映するため、消防庁舎建設事業費を追加しようとするものであります。

教育費では、7月12日から東京ドームで開催される第84回都市対抗野球大会へ、TDKの2年連続14回目の出場が決定したことに伴い、本市からの出場激励金を追加しようとするものであります。

これらの財源としては、市債、繰越金を充てるもので、2億2,724万7,000円を追加し、補正後の予算総額を464億5,633万8,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要をご参考くださるようお願いいたします。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第129号から議案第131号までの3件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第129号から議案第131号までの3件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査にかかわる委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第3、これより報告第1号から報告第3号まで、報告第7号、報告第8号及び報告第13号の6件、議案第89号から議案第97号まで、議案第99号、議案第102号、議案第105号から議案第112号まで、及び議案第114号から議案第131号までの37件、並びに陳情第2号、陳情第3号及び継続審査中の平成24年陳情第11号の3件の計46件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番高橋信雄君。

【総務常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日及び5月30日に付託された案件を除き、本日追加提出された案件を含め、専決処分報告4件、条例関係5件、補正予算4件、その他1件、陳情1件の計15件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に係る専決処分報告であります。

報告第1号税条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、地方税法の一部改正に伴い、延滞金等の利率の見直しや個人住民税における住宅ローン控除の期間延長などについて、条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第2号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、地方税法の一部改正に伴い、通称わがまち特例の特例割合を国が標準とする割

合に決定するなど、条例の一部を改正したものであります。

この2件の条例の一部改正については、上位法の改正に基づき4月1日付で施行するため、3月30日付で専決処分したものであり、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、24年度補正予算に係る専決処分報告であります。

報告第7号平成24年度情報センター特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。歳入においては、施設等破損賠償費に係る雑入の減額、歳出においては、光熱水費・修繕料など一般管理費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ194万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億972万2,000円としたものであります。

次に、報告第8号平成24年度地域情報化事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。これは歳出において、事業費の確定によりYBネット運営費115万円を減額し、予備費に組みかえを行ったもので、補正後の予算総額を1億3,064万2,000円としたものであります。

以上2件の補正予算に係る専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係の案件であります。

議案第89号まちづくり協議会条例の制定についてであります。これは市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、地域の課題解決や活性化を図ることを目的に、まちづくり協議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

また、当局より、本協議会の設置に伴い、これまでの地域協議会については本年6月末の協議会委員の任期満了をもって廃止する旨、併せて説明を受けております。

以上、御報告いたしました条例の制定につきましては、「現在の地域協議会のイメージを踏襲したもので発展性が見えないのでは」といった反対討論もございましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程で委員より、「行政と住民の対等な関係と役割を担うためには、行政側から住民側へ積極的に働きかけ、住民自治の実現に向け、地域担当職員制なども検討しながら、ともすれば協議会が行政の下請け機関とならないよう進めるべきだ」などの意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第91号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第92号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、現下の経済社会情勢等に鑑み、特別職等報酬審議会の答申に基づいて、市長等常勤の特別職と教育長の給料月額について期間を定めて減額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、給料月額を減ずる期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとし、それぞれ10分の1の減額とするものです。

次に、議案第94号地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例案であります。これは、まちづくり協議会の設置に当たり、地域自治区及び地域協議会を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告いたしました3件の条例の一部改正及び廃止に関する案件につきまして

は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第99号財産区有林の分収造林契約の変更についてであります。これは、本荘地域赤田地内における独立行政法人森林総合研究所との分収造林契約について、管理の適正化を図るため、新たに本荘由利森林組合を加えた造林費負担三者契約にするとともに、収益の分収割合を北内越財産区50%、森林総合研究所40%、本荘由利森林組合を10%とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第105号一般会計補正予算（第4号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款、14款、16款及び18款から21款、歳出では1款、2款、9款及び13款、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更であります。

この補正予算につきましては、平成24年度の国の補正予算への対応として前倒しした予算の調整と、骨格予算への肉づけが主なものであります。職員人件費等を除くその主な内容について御報告申し上げます。

まず歳入についてであります。10款地方交付税では、肉づけ予算のため留保していた普通交付税の増額、14款国庫支出金では、地域の元気臨時交付金の追加、16款財産収入では、分収林間伐材等売払収入の増額であります。

18款繰入金では、土地開発公社からの土地買い取りに対応するための財政調整基金繰入金の増額、雇用支援対策事業に充当するための地域雇用創出推進基金繰入金の増額であります。19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての前年度繰越金の増額であります。20款諸収入では、国民文化祭市町村主催事業交付金の追加などあります。21款市債では、Y B ネット機器増設事業債及び防災施設整備事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。1款議会費では、議員共済会給付費負担金の減額及び国療跡地利活用特別委員会の先進地視察に係る旅費の追加であります。

2款総務費では、職員研修費の増額、行政改革推進事業費に係る岩城地域第三セクター経営調査業務委託料の追加、遠隔会議システム機器購入費の追加、地域の元気臨時交付金の充当残額に係る基金積立金の追加、矢島総合支所改築候補地地質調査費の追加、鳥海ダム調査事務所改修工事・旧鮎川小学校の一部解体及び駐車場整備工事・鳥海基幹集落センター解体工事に要する経費の追加、市内9カ所の公共施設Wi-Fiスポット整備事業に係る経費の追加、矢島地域Y B ネット民間移行事業に係る経費の追加、国民文化祭開催費の増額、地域自治区地域協議会費の減額及びまちづくり協議会費の追加、文化交流館カダーレの施設修繕及び駐車場敷地借り上げに要する経費の追加、合併10周年記念市史刊行事業費の追加などが主なものであります。

9款消防費では、防災対策費において、本荘・岩城・西目地域の海岸線3カ所に係る津波対策の避難路整備費を初め、各地域の拠点避難所へのソーラーLED照明灯設置事業費、自主防災組織活動促進に係る負担金・補助金を追加しようとするものであります。

13款諸支出金では、本荘地域川口地内の子吉川遺跡公園用地およそ6,700平方メートルについて、普通財産として土地開発公社より買い戻しするため、公有財産購入費を追加しようとするものであります。

次に、債務負担行為の追加であります。これは、文化交流館カダーレ来館者の利便性を図るため、交流館の近隣にある東北トラック本荘営業所跡地の借り上げに関する文化交流館駐車場敷地借上料について、平成26年度から27年度までの2カ年を期間とし、260万4,000円を限度額として設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、Y B ネット機器増設事業及び防災施設整備事業について、起債限度額を設定するほか、道路改良事業など9事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

なお、歳出2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に計上されております行政改革推進事業費の岩城地域第三セクター経営調査業務委託料に関して、当局より説明を受けております。この委託業務については、株式会社天鷲ワイン・岩城アイランドパーク株式会社・株式会社天鷲村の岩城地域の第三セクター3社の統合に向けて、平成25年度中に各種手続等を進めるため、税理士・司法書士等に業務委託し、会社統合に伴う検討・調整が必要な事項や、専門的な事務処理の手順等について調査を依頼するものであること、また、存続会社は酒類製造免許の関係から株式会社天鷲ワインとすることなどの説明でありました。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算（第4号）につきましては、次の意見を付し、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

歳出2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の行政改革推進事業費において、岩城地域第三セクター経営調査業務委託料の部分に関して、岩城地域第三セクター3社の統合については、その効果が疑問視され、市が大株主であるにもかかわらず、今後の統合については会社法の手続の中で行われ、議決要件もないとの説明であり、議会の関与がなくなると想定される。

今後は、存続を前提とする調査のみならず、会社の解散なども検討に含みながら、市の経営責任を明確にし、議会への報告とチェック体制への関与について、十分に配慮した対応を望むものである。

次に、議案第120号一般会計補正予算（第5号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では19款、歳出では1款、2款、地方債の追加及び変更であります。

歳入につきましては、歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を4,823万1,000円増額しようとするものであります。

歳出につきましては、1款議会費では4月1日付定期人事異動に伴う職員人件費の調整であり、2款総務費では同じく職員人件費の調整、特別職給与等及び情報センター特別会計への繰出金の減額のほか、羽後本荘駅前タクシー乗り場の屋根改修に伴う交通環境整備費を追加しようとするものであります。

また、地方債補正では、東由利中学校改築事業について起債限度額を設定するほか、保健体育施設等整備事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第122号情報センター特別会計補正予算（第1号）であります。これは職員人件費に係る経費を減額するもので、一般会計繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ245万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を3億6,749万1,000円にしようとする

るものであります。

以上、御報告いたしました2件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第129号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案がありますが、これは、国からの要請に基づき、職員の給料月額・期末手当・勤勉手当等について期間を定めて減額するため、加えて、災害などの際に本市に派遣される他の地方公共団体等の職員に対して災害派遣手当等を支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、給料月額等を減ずる期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間とし、給料表に定める職務の級の区分に応じ、給料月額それぞれ1%、1.9%、2.9%、3.1%、3.3%、4%の削減率により、ラスパイレス指数が100%未満になるよう減額するものであり、期末勤勉手当についても、給料の減額に連動した削減支給となるものです。

以上、御報告いたしました条例の一部改正につきましては、職員労働組合との交渉を経て合意に至り、本日の提案となったものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、議決案件ではありませんが、関連して、職員の給与に関する規則等の改正などにより、管理職手当についても一律10%の削減となる旨、当局より説明を受けております。

次に、議案第131号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では19款、歳出では1款、2款、地方債の変更であります。

歳入につきましては、歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を1,684万7,000円増額しようとするものであります。

歳出につきましては、1款議会費及び2款総務費において、友好都市協定を締結しているハンガリー・ヴァーツ市への訪問費用に関する補正であります。

これは、友好都市交流事業として、本市の中学生15名が7月28日から8月5日までヴァーツ市へ訪問を計画しておりますが、中学生の訪問に合わせてハンガリー・ヴァーツ市より市長と議長が招待されたことに伴い、訪問に係る旅費等の経費について、それぞれ追加しようとするものであります。

また、地方債補正では、消防庁舎建設事業について起債限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告いたしました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第2号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情についてですが、これは、米軍によるF-16戦闘機と垂直離着陸輸送機オスプレイの低空飛行中止について、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。ドクターヘリの運航状況や米軍機の低空飛行訓練に係るルートなど、また、その影響等について、さらに詳

細な情報を把握する必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番鈴木和夫君。

【教育民生常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

○教育民生常任委員長（鈴木和夫君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日及び5月30日に付託された案件を除き、本日追加提出された案件を含め、専決処分報告1件、条例関係4件、補正予算6件、契約関係1件、公の施設の利用協議1件の計13件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました14件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第3号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは地方税法の改正に伴い、特定世帯の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するなど、関係規定を整備したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例関係について御報告申し上げます。

議案第90号子ども・子育て会議条例の制定についてであります。これは、子ども・子育て支援法の規定に基づき子ども・子育て会議を設置するに当たり、その組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第114号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成25年度の国民健康保険税の税率について、実質単年度収支が黒字の見込みであること、財政調整基金及び繰越金にある程度の余裕があること、現在の税率が県内各市平均より高い水準にあることを踏まえて変更するものであり、一般医療給付分の税率等を引き下げようとするものであります。

次に、議案第115号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象に、死亡された方と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えようとするものであり、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る支給までさかのぼり適用するものであります。

なお、当局からは、平成23年7月の法改正を受けて速やかに一部改正を行うべきところ、失念により時期がおくれたことについておわびがありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。3件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第116号プール条例の一部を改正する条例案についてであります。これは川内小学校の水泳授業で使用していた鳥海上田野プールについて、同小学校の統廃合に伴い廃止しようとするものであります。

当局からは、本来であれば、同小の解体経費を計上した平成25年度一般会計予算案とともに本年3月定例会に同条例案を提出すべきであったことや、既に発注済みの同小学

校校舎解体工事の中に同プールの解体工事も含まれている旨の説明を受けております。

プールの解体工事にはまだ着手していないとのことでありましたが、同条例案については次の意見を付し、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

プール条例の一部改正の議決を経ないまま解体工事を発注したことは、手続上不適切な事務処理であり、今後、事業の執行に際しては関係する法令等を精査し、再びこのような事態を招かぬよう細心の注意を払われたい。

次に、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第105号一般会計補正予算（第4号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、20款、21款と歳出2款から5款、9款、10款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、学校施設環境改善交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、子宮頸がん等予防接種促進事業補助金の減額が主なものであり、これは、予防接種法の改正により定期予防接種となったことから、補助金制度が廃止になったことに伴うものであります。

20款諸収入では、ALTのアパート家賃日割り負担分が主なものであります。

21款市債では、岩城・松ヶ崎地域統合小学校に係るスクールバス導入事業債の追加のほか、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は交通安全対策費の追加であります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、デイサービスセンター運営費の追加が主なものであります。また、2項児童福祉費では岩谷保育園及び上川大内保育園の改修工事に係る経費の追加のほか、各保育園人件費の組みかえ補正が主なものであります。また、3項生活保護費では生活保護事務費の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、新山野墓園拡張整備に係る経費の追加が主なものであります。また、2項清掃費においては、本荘清掃センター管理費の追加が主なものであります。

5款労働費では、勤労青少年ホーム管理費における財源更正であります。

9款消防費では、耐震性貯水槽整備事業が平成24年度の繰り越し事業となったことに伴う関連経費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、岩城・松ヶ崎地域統合小学校に係るスクールバス購入費及びバス格納庫の工事請負費の追加が主なものであります。また、2項小学校費においては、岩城・松ヶ崎地域統合小学校のプール整備及び太陽光発電設備工事が平成24年度の繰り越し事業となったことに伴う関連経費の減額が主なものであります。また、3項中学校費においては、学校維持補修に係る経費の追加が主なものであります。また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の追加であります。また、5項社会教育費においては、日新館、石沢体育館、西目公民館シーガル及びアクアパルに係る改修工事費の追加が主なものであります。また、6項保健体育費においては、石脇体育館及び由利体育館の耐震改修工事費の追加が主なものであります。

次に、議案第120号一般会計補正予算（第5号）についてであります。当常任委員

会に審査付託になりましたのは、歳入15款、20款、21款と歳出2款から4款、9款、10款及び継続費10款であります。

なお、職員人件費については、4月1日付の定期人事異動に伴う補正でありますので、主に人件費以外の部分について御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。15款県支出金は、災害弔慰金等負担金の追加が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入の減額であります。

21款市債では、保健体育施設等整備事業債及び東由利中学校改築事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。2款総務費は戸籍住民基本台帳費の追加であります。

3款民生費では、先月、鳥海地域で発生した事故に係る災害弔慰金の追加が主なものであります。

4款衛生費では、診療所運営特別会計への繰入金及び麻疹風疹ワクチン接種補助に係る経費の追加が主なものであります。

9款消防費は職員人件費に係る補正であり、10款教育費では、東由利中学校改築工事費及びコミュニティ体育館建築工事費の追加が主なものであります。これは、急激な円安進行や東日本大震災の復興需要による労務単価及び建築営繕単価の上昇に伴うものであります。

次に、継続費についてであります。これは10款教育費の東由利中学校改築事業において、平成24年度から26年度の年割額のうち、平成25年度を1,666万2,000円、平成26年度を12億9,332万9,000円とし、総額14億3,848万5,000円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。2件の一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第106号診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金の追加、歳出では医師送迎車購入経費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ383万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,420万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第121号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金の追加、歳出では人事異動に伴う職員人件費の追加であり、歳入歳出それぞれ1,862万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,283万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第123号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては前年度繰越金の追加、歳出では人事異動に伴う職員人件費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ2,082万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億3,886万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。3件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第97号物品（救助工作車）購入契約の締結についてであります。これは

本荘消防署に配備する救助工作車の購入について、指名競争入札の結果、猿田興業株式会社と1億951万5,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第130号公の施設の利用に関する協議についてであります。これは、岩手県奥州市から本市の市立保育所への広域入所の申し込みがあったことから、同市との間において由利本荘市立保育所の使用に関する協定を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第131号一般会計補正予算（第6号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入21款と歳出9款、10款及び継続費9款であります。

初めに、歳入についてであります。21款市債において、消防庁舎建設事業債の追加であります。

次に、歳出であります。9款消防費について、先日、公告済みの消防庁舎建設工事に係る4件の入札を取りやめたのは、急激な円安進行や東日本大震災の復興需要に伴い、労務単価及び建築営繕単価が上昇したことにより、積算単価の見直しが必要であったためであり、実勢価格で積算し直し、その差額分の事業費を追加しようとするものであります。

10款教育費では、第84回都市対抗野球大会への出場を決めたTDK硬式野球部への出場激励金100万円の追加であります。

次に、継続費についてであります。これは9款消防費の消防庁舎建設事業において、平成25年度を13億2,567万7,000円、平成26年度を13億7,818万4,000円とし、総額27億386万1,000円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。一般会計補正予算につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情について御報告申し上げます。

継続審査中の平成24年陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情についてであります。 「国全体で高校生、大学生を支えるべきであり採択すべき」との意見や、「理想的ではあるが、財源の問題もあり趣旨採択とすべき」といった意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【産業経済常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○産業経済常任委員長（大関嘉一君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日及び5月30日に付託された案件を除き、専決処分報告1件、補正予算3件、陳情1件の計5件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。

が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第13号平成24年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。これは、矢島スキー場の24年度の営業終了に伴う精算によるもので、歳入においてはリフト収入の減額、歳出においては予備費の減額で、歳入歳出それぞれ201万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を2億1,067万1,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げました特別会計補正予算に係る専決処分報告につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第105号一般会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、平成24年度国の補正予算対応として前倒しした予算の調整と骨格予算への肉づけが主なものでありますが、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

15款県支出金につきましては、農業及び林業に係る補助金の増減額であります。

20款諸収入につきましては、第三セクター貸付金回収金の増額が主なものであります。続いて歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、2目農業総務費では、嘱託職員の配置がえによる人件費の増額であります。3目農業振興費では、繰上償還を目的とした桃野県営畑地総合土地改良事業費償還金助成金の増額のほか、農業・六次産業化雇用支援事業費補助金、由利本荘米ブランド支援事業費補助金の追加が主なものであります。4目農業施設費では、天鷲ワインへの貸付金の増額が主なものであります。5目畜産業費では、あきた総合家畜市場に設置する秋田由利牛広告塔設置に係る委託料の追加が主なものであります。6目畜産業施設費は、畜産関係施設修繕に係る需用費の増額及び工事請負費の追加が主なものであります。7目農地費では、戦略作物生産拡大基盤整備事業費負担金の減額であります。9目防災ダム施設費では、テレメーターシステム更新事業調査計画費負担金の減額であります。

6款2項林業費につきましては、2目林業振興費では、ナラ林健全化整備事業として、被害木調査・伐倒駆除に係る委託料及び木質パウダーボイラー基本設計業務委託料の追加が主なものであります。3目公有林管理費では、市有林管理事業費の増額であります。4目林業施設費では、大内地域小増沢集会施設修繕に係る経費一部助成のため、原材料費の追加が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、松ヶ崎漁港堤防補修に係る工事請負費を追加するものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、国の雇用調整助成金の助成率改定に伴い、減額相当分を市で助成する雇用安定特別支援補助金及び省エネ診断に基づく改修費用に対して、市単独で補助を行う省エネ改修支援補助金を追加するものであります。3目工業振興費では、岩城風力発電所電気室の絶縁変圧器等の修繕に係る経費を追加するものであります。5目観光費では、市内宿泊施設を利用して行われるスポーツ大会や、合宿を行うスポーツ団体の宿泊費助成を目的としたスポーツツーリズム推進補助金の追加が主なものであります。6目観光施設費では、鶴舞温泉井の湯量減少

による温泉井戸改修事業費の追加、岩城アイランドパークへの指定管理料の増額及び西目パーキングエリア活用事業費の追加が主なものであります。

次に、議案第110号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）であります。これは矢島スキー場のクワッドリフト支柱の修繕に係る維持修繕費の追加であります。その財源として前年度繰越金を充てるもので、歳入歳出それぞれ434万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億5,793万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第120号一般会計補正予算（第5号）であります。人事異動に伴う人件費等を除き、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

20款諸収入につきましては、文化遺産を活かした地域活性化事業が不採択になったため、鳥海山文化de元気実行委員会貸付金元利収入の減額及び、国の補正予算に伴う森林農地整備センター造林受託事業収入の増額であります。

続いて歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、秋田県園芸作物価格補償事業負担金の確定に伴う不足分の増額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、除伐、間伐の受託に伴う森林農地整備センター受託事業費の増額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、5目観光費では、歳入でも触れておりますが、文化遺産を活かした地域活性化事業が不採択になったため、由利本荘市の鳥海山文化を活かした観光振興事業の貸付金減額、国民文化祭プレイベントに向けたハンドブック作成費などの追加が主なものであります。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、融雪災害による林道災害復旧単独事業費を追加するものであります。

以上、御報告申し上げます。補正予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

陳情第3号ペレットストーブ設置に大館市と同等の補助金を求める陳情についてであります。木質バイオマスの利活用という趣旨については十分理解できるものの、大館市と同等に20万円を上限にした補助については、個人的な支援や補助に等しくなるのではという意見があり、慎重に審査した結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番齋藤作圓君。

【建設常任委員長（齋藤作圓君）登壇】

○建設常任委員長（齋藤作圓君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日及び5月30日に付託された案件を除き、条例関係1件、契約関係3件、補正予算12件、その他3件の計19件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第93号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは浄化槽施設設置工事の完了により、新たに浄化槽1基が供用可能となったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第95号字の区域及び名称の変更について並びに議案第96号字の区域及び名称の変更についてであります。これは本荘中央地区土地区画整理事業の施行に伴い、事業施行地区及び隣接する区域の字の区域及び名称を変更するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第102号市道路線の認定についてであります。本荘由利総合福祉エリア整備事業及び農道の拡幅改良により、福祉エリア3号線及び大谷線の2路線を認定しようとするものであります。

以上、4件の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第105号一般会計補正予算（第4号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では4款、8款及び11款であります。

なお、本補正予算につきましては、平成24年度国の補正対応として前倒しした予算の調整と、骨格予算への肉づけが主なものであります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金及び社会資本整備総合交付金の減額、15款県支出金では、局所がけ崩れ対策事業費補助金の追加、21款市債では、道路橋梁債、公共土木施設災害復旧債の追加及び住宅債の減額であります。

次に、歳出についてであります。4款衛生費では、2項清掃費において、市かさ上げ単独分の浄化槽設置事業費補助金の追加であります。

8款土木費では、平成24年度の国の補正対応とした事業費の減額のほか、2項道路橋梁費において、道路維持事業費では、地域の元気臨時交付金事業12路線及び市道2路線の工事費の追加、街路灯管理整備事業費では、730基の街路灯LED化事業費の追加、社会資本整備総合交付金事業の補修系では、市道の舗装補修工事費の追加、車両機械等管理費では、除雪ドーザ2台の購入費の追加、社会資本整備総合交付金事業の新設改良分では、市道の調査測量設計委託料の追加が主なものであります。

3項河川費においては、急傾斜地崩壊対策事業費の追加であります。

5項都市計画費においては、下水道事業特別会計への繰入金及び本荘公園遊具設置事業費の追加が主なものであります。

6項住宅費においては、公営住宅管理費では市営住宅2棟の修繕費の追加、耐震改修事業費では公共施設の耐震診断委託料の追加が主なものであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、平成24年度の国の補正対応とした事業費の減額であります。

次に、議案第107号下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を追加するものであり、歳出においては、中継ポンプ場及び浄化センターの維持補修費の追加が主なもので、歳入歳出それ

ぞれ688万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を27億200万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第108号集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。平成24年度の国の補正対応とした事業費の減額のほか、歳入においては前年度繰越金を追加するものであり、歳出においては中継ポンプ場の維持補修費が主なもので、歳入歳出それぞれ4億7,607万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億5,792万円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第109号簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。平成24年度の国の補正対応とした事業費の減額のほか、歳入においては前年度繰越金を追加するものであり、歳出においては賃金及び浄水場の維持補修費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1億5,408万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,102万4,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第111号水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出においては配水管布設替関連工事費を追加するものであり、952万4,000円を追加し、総額を14億2,165万6,000円にしようとするものであります。また、資本的支出においては、小水力発電実施設計業務委託費及び配水管布設工事費を追加するものであり、2,547万3,000円を追加し、総額を21億3,972万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第112号ガス事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的支出においては、ガスパ敷設工事費を追加するものであり、751万8,000円を追加し、総額を5億3,199万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、契約案件であります。

議案第117号物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結についてであります。これは本荘及び矢島地域に配備する小型ロータリ除雪車2台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額2,562万円で打川自動車株式会社と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第118号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは東由利及び鳥海地域に配備する除雪ドーザ2台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額3,084万9,000円でコマツ秋田株式会社由利支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第119号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは矢島及び東由利地域に配備する除雪ドーザ2台の購入について、指名競争入札の結果、契約金額2,758万3,500円でコマツ秋田株式会社由利支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の契約案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。なお、各会計の補正予算につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費の調整が主なものであります。

初めに、議案第120号一般会計補正予算（第5号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款、6款及び8款であります。

初めに、歳出4款では、3項水道費において、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加、6款農林水産業費では、1項農業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費では、人件費の調整のほか、5項都市計画費において、都市計画図修正、用途地域変更業務委託料及び下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

次に、議案第124号下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金を追加し、歳出においては、人件費の減額のほか、4月19日に発生した前郷処理区下水道マンホール破損に伴う復旧事業費を追加するものであり、歳入歳出それぞれ741万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を27億941万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第125号集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金を追加し、歳出においては人件費を追加するものであり、歳入歳出それぞれ205万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億5,997万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第126号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金を追加し、歳出においては人件費を追加するものであり、歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,402万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第127号水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の調整により、収益的支出においては73万円を減額し、総額を14億2,092万6,000円に、資本的支出においては27万9,000円を追加し、総額を21億4,000万1,000円にするものであります。

次に、議案第128号ガス事業会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の調整により、収益的収入においては12万円を追加し、総額を11億4,982万1,000円に、収益的支出においては156万5,000円を減額し、総額を10億5,922万8,000円に、資本的支出においては49万4,000円を追加し、総額を5億3,249万1,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、国療跡地利活用特別委員長の報告を求めます。30番三浦秀雄君。

【国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君）登壇】

○国療跡地利活用特別委員長（三浦秀雄君） 国療跡地利活用特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、初日及び5月30日に付託された案件を除き、補正予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第120号一般会計補正予算（第5号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳出2款及び8款であります。

初めに、歳出2款総務費についてであります。これは1項総務管理費において、国療跡地利活用事業に係る基本設計及び、地形測量業務委託費並びに先進地視察旅費として5,710万円を追加するものであります。

なお、委員会審査の過程において、基本設計業務委託については、当特別委員会と基本計画の合意を得た上で発注するとの答弁がありましたことを申し添えます。

次に、歳出8款土木費についてであります。これは5項都市計画費において、国療跡地利活用事業に係る都市計画関連事業調査業務委託費として190万6,000円を追加するものであります。

これら一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で国療跡地利活用特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案、陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第4、報告第1号税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び日程第5、報告第2号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号及び報告第2号の2件は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第6、報告第3号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第7、報告第7号平成24年度情報センター特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告及び日程第8、報告第8号平成24年度地域情報化事業特別会計補正予算（専決第2号）専決処分報告の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号及び報告第8号の2件は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第9、報告第13号平成24年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第13号は、承認することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第10、議案第89号まちづくり協議会条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第89号は可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第11、議案第90号子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第12、議案第91号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第92号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第91号及び議案第92号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第14、議案第93号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第93号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第15、議案第94号地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第94号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第16、議案第95号字の区域及び名称の変更について及び日程第17、議案第96号字の区域及び名称の変更についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第95号及び議案第96号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第18、議案第97号物品（救助工作車）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第19、議案第99号財産区有林の分収造林契約の変更についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、議案第102号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第21、議案第105号平成25年度一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきもの、教育民生、産業経済及び建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第105号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第22、議案第106号平成25年度診療所運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第106号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第107号平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第25、議案第109号平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第107号から議案第109号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第26、議案第110号平成25年度スキー場運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第110号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第111号平成25年度水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第28、議案第112号平成25年度ガス事業会計補正予算（第1号）の2件を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第111号及び議案第112号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第29、議案第114号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び日程第30、議案第115号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第114号及び議案第115号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第31、議案第116号プール条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第116号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第32、議案第117号物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結についてから日程第34、議案第119号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第117号から議案第119号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、議案第120号平成25年度一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第120号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第36、議案第121号平成25年度診療所運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第121号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第37、議案第122号平成25年度情報センター特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第122号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第38、議案第123号平成25年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第123号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第39、議案第124号平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第43、議案第128号平成25年度ガス事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第124号から議案第128号までの

5件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（渡部功君） 日程第44、議案第129号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

- 3番（佐々木隆一君） 議案第129号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に反対の立場から討論します。

この中の附則の22であります。今議会では地方公務員の給与引き下げのために国が地方交付税を一方的に削減すべきでないとの一般質問をしました。今回の手法は、市当局の責任でないことは明らかで、政府、自民党、公明党などの強引なやり方であります。全国市長会が出した地方公務員給与削減・地方交付税削減についての緊急アピールでは、地方公務員の給与は各自治体が自主的に決定すべきもの、地方交付税を地方公務員の給与削減に用いることは地方の財政主導を侵すもの、経済界に対し民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾する、と極めて批判的であります。

前にも述べましたが、国家公務員の給与は地方公務員や独立行政法人職員など、約600万人の給与に波及し、民間賃金にも大きな影響を広げることになり、公務員賃金の引き下げをするだけで1兆2,000億円ものマイナスの経済効果になります。復興の財源のためというなら、まず不要不急の八ッ場ダムなどの大型公共事業、年額320億円の政党助成金、「思いやり予算」と称しての駐留米軍経費、今年度2,640億円——また、アベノミクスの株高で最ももうけたのはユニクロ会長の柳井氏一家4人で、半年間で何と1兆円の資産をふやしました。1日で55億円、1時間で2億3,000万円ふえた計算になります。時給2億3,000万円です。これにこそ手をつけるべきです。今、ユニクロの現場では労働が過酷なため、新卒社員の使い捨てを繰り返し、ブラック企業と批判されており、そのユニクロ会長がもうけ頭という経済政策がまともな政策とは言えないでしょう。政府が率先して投機とバブルをあおり立てるのは邪道であります。

一方で、多くの国民の暮らしは景気回復を実感していません。むしろ急激な円安で庶民の家計を苦しめています。日本共産党は、株で大もうけしている富裕層、260兆円ものため込み金がある大企業にこそ、応分の負担を求めるべきと提案しています。

今回の当局と職員組合との話し合いは、2期目に入りました長谷部市長と8万3,000人市民の市民生活を守る先頭に立つ市職員にとっても、苦渋の選択だったようでありませぬ。今後、このような特異な労使交渉が繰り返されることのないよう、市当局も職員組合もあらゆる手だてを尽くして、政府や関係機関に意見を申し述べ、世論に訴えることも大事なことでしょう。

以上であります。

- 議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。
繰り返します。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第129号は可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第45、議案第130号公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第130号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第46、議案第131号平成25年度一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

総務及び教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第131号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、陳情第3号ペレットストーブ設置に大館市と同等の補助金を求める陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第3号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第48、継続審査中の平成24年陳情第11号「教育費無償化」の前進を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は採択すべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって継続審査中の平成24年陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第49、継続審査についてを議題といたします。

陳情第2号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求める意見書提出についての陳情については、総務常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、継続審査することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第50、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第4号由利本荘市議会基本条例の制定についてを上程し、提出者の説明を求めます。25番佐々木慶治君。

【25番（佐々木慶治君）登壇】

○25番（佐々木慶治君） 議員発案第4号由利本荘市議会基本条例の制定についての提

案説明をいたします。

本条例は、市議会が市民福祉の向上と市政の伸展に寄与することを目的に、市民に信頼される機関として担うべき役割と責務を果たし、市民の負託に応えられる議会を目指す基本的事項を定めるものであります。

本条例案は、各会派から選出された9名の委員による議会改革委員会で、先進地の視察やパブリックコメントの募集及び全議員への説明による意見収集など、鋭意検討を重ね、皆様に配付しております議会基本条例（案）により、今定例会に提出し、全会一致をもって条例制定をしようとするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。

議員発案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第4号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第51、議員発案第4号由利本荘市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 2時58分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る意見書提出についての委員会発案が1件提出されましたので、日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第52、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第2号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第53、委員会発案第2号「教育費無償化」の前進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部功君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る5月15日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成25年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時02分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 佐 藤 讓 司

議 員 土 田 与七郎